

令和5年度補正予算 「食品原材料調達リスク軽減対策事業」 (補助事業)等について

令和6年6月
新事業・食品産業部
食品製造課 原材料調達・品質管理改善室

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

1 令和5年度補正予算 「食品原材料調達リスク軽減対策事業」について



○食品原材料調達リスク軽減対策事業

【令和5年度補正予算額 4,400百万円】

<対策のポイント>

ウクライナ情勢等に関連して、依然として多くの輸入食品原材料の価格が高い水準にあるほか、近年の国際的な食料需要の増加や為替変動など、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品事業者の原材料の調達リスクの軽減が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、**産地との連携強化**や**原材料調達先の多角化**の取組を支援することで、**原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化**を図ります。

<事業目標>

フードサプライチェーンの強化による食料安定供給の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食品製造事業者等と産地の連携強化に対する支援

食品製造業者等が求める原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地支援の取組(例：引受け量拡大に対応してもらうための収穫機械の貸与等)を行う食品製造事業者等の産地との連携による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

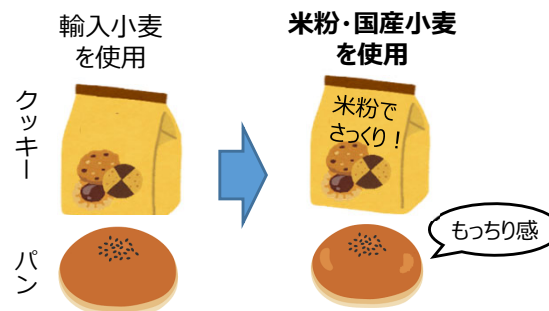
食品製造事業者等と 産地の連携強化



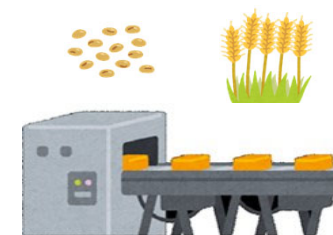
2. 食品原材料調達先の多角化に対する支援

原材料調達先の多角化を通じた調達リスクの軽減のため、食品製造事業者等(二次、三次加工業者に食品原材料を供給する一次加工業者を優先して支援対象とする。)による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

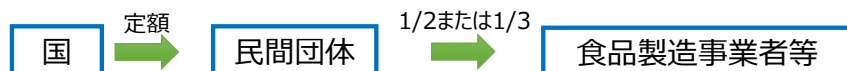
原材料調達先の多角化

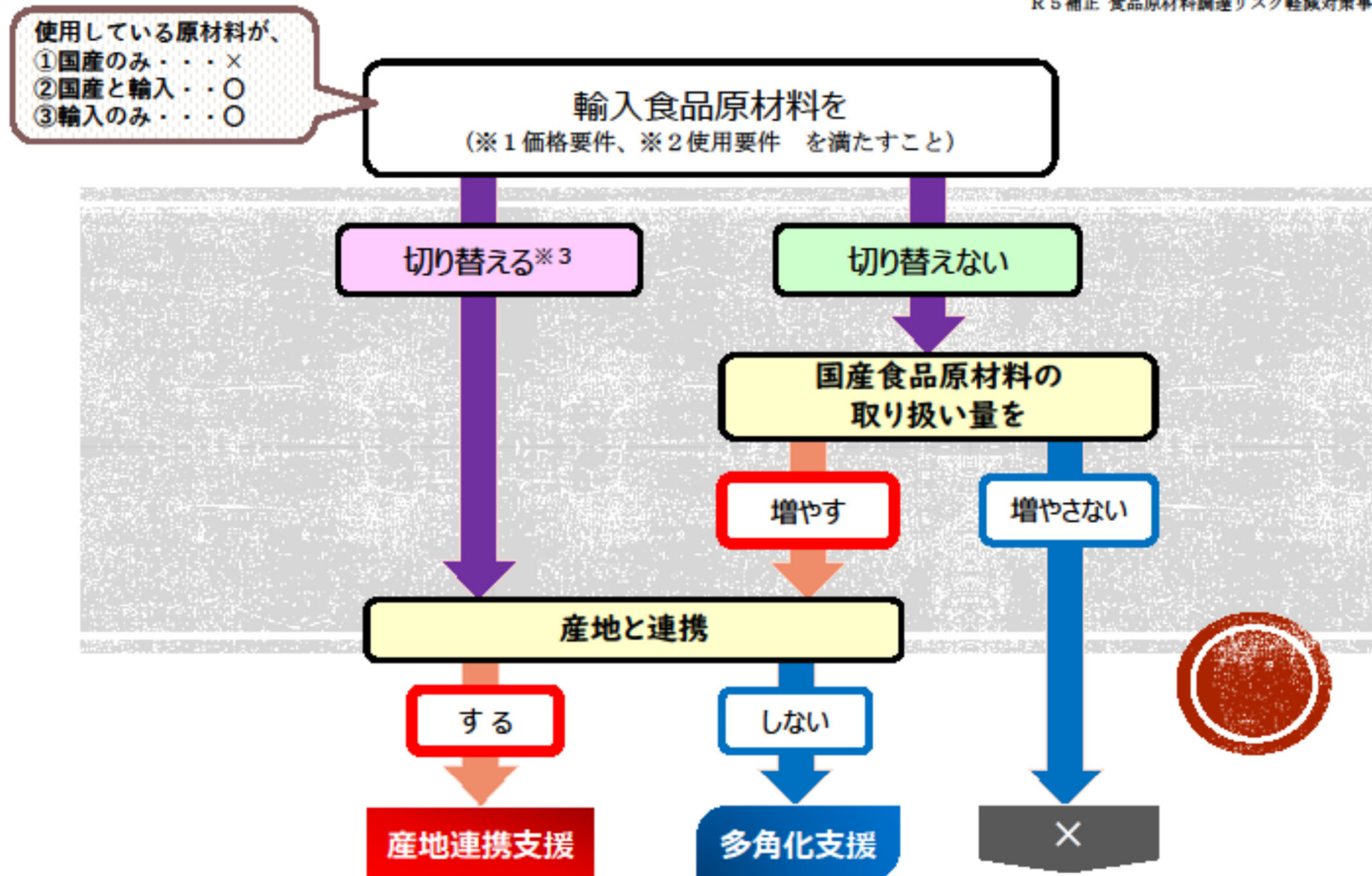


国産原材料導入のための 製造ラインの増設



<事業の流れ>





※1 価格高騰リスクがあること又は令和4年2月以降において地政学リスク、輸出規制、災害・異常気象等により輸入に支障が生じたことがあること
(小麦、そば、大豆、なたね、パーム油、牛肉、豚肉、鶏肉、粉卵、加糖調製品、たら類は証明不要)

※2 輸入食品原材料が原料として使用され、使用実績が過去1年以上あること

※3 国産への切り替えにはポイントを加算

○ 食品原材料調達リスク軽減対策事業（R5補正） 事業イメージ

※ 価格の2割以上の上昇や輸入に支障が生じたことがある原材料（小麦、そば、大豆、なたね、パーム油、牛肉、豚肉、鶏肉、粉卵、加糖調製品、たら類は証明不要）

要件※を満たす輸入食品原材料を使用する
食品製造事業者等

使用している原材料が、
①国産のみ・・・×
②国産と輸入・・・○
③輸入のみ・・・○

必須！

- ・ 食品原材料を切り替えたい
- ・ 国産食品原材料の取扱量を増やしたい

- ・ ニーズに合った食品原材料の安定確保のために産地を支援したい

産地連携支援（A：食品製造事業者等と産地の連携強化支援）

補助対象経費
となるもの

食品製造事業者等



食品製造事業者等が負担する、
産地支援に係る経費

産地への
貸与

産地への
提供

産地への
派遣

産地



食品製造事業者等が
求める品種を
産地で生産

多角化支援（B：食品原材料調達先多角化支援）

子会社 ×
農業生産法人 ○
特例子会社 ○

食品原材料の調達リスク軽減対策について

事業実施者向け

○ 食品原材料調達リスク軽減対策事業 スキーム

補助対象者：

価格が2割以上高騰している輸入食品原材料を使用していること又は令和4年2月以降の地政学リスク等により輸入に支障が生じたことがあることを証明できる食品製造事業者等※

※ ①食品の加工・製造事業者又はその団体、②飲食店等又はその団体、③①又は②の事業者とともに事業を実施しようとする者。

支援の対象となる取組：

(1) 食品製造事業者等と産地の連携強化支援

食品製造事業者等が産地を支援する次に掲げるア～エ又はこれらに類する取組を行うことを補助要件とした上で、産地との連携による食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱量増加を含む)に伴う機械・設備の導入・更新、調査、新商品等の開発、製造・販売・PRの取組を支援

ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供

イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与

ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与

エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導

(2) 食品原材料調達先多角化支援

食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱量増加を含む)に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援

※ **ポイント制等による採点にて採択を行う。ポイントの要素としては、①取組(1)の産地を支援する取組、②取組(2)の一次加工業者の取組、③国産食品原材料への切替(国産食品原材料の取扱量増加を含む)、④商品の新規性等。**

支援対象経費：

○ 取組(1)の産地の支援に係る、①資材、機械、設備導入費、②産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、③産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費等

○ 取組(1)、(2)の①新商品開発費(試作品の原材料費等)、②食品原材料切替等に伴う機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費、新商品PR費、③新商品の市販段階における原材料費(販売促進のための一定期間分に限る)等

※ ③は、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を、安定的調達が今後可能と見込まれる米、小麦又はその加工品へ切り替えるものに限る。支援期間は、2ヶ月間以内とする。

補助率・補助上限：1/2等

採択1件当たりの補助上限は5億円 補助下限は100万円

(ただし、新商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限は上記とは別に1億円、補助下限は100万円)

事業実施期間：令和5年11月29日(金)～令和7年2月13日(木)

農林水産省

補助金

事業実施主体(事務局)：
(株)日本能率協会コンサルティング

補助金
1/2

※大企業については、
新商品の市販段階
における原材料費
の補助率1/3

①
③
⑤

②
④
⑥

【交付決定までの手順】

- ①課題提案書の提出
- ②審査・採択
- ③事業計画の策定
- ④事業計画の確認
- ⑤交付申請書の提出
- ⑥交付決定

※事業終了後、事業結果報告書を提出、精算払い

食品製造事業者 飲食事業者 等

産地との連携



食品原材料切替等

新商品等販売



消費者

2次公募期間：

令和6年5月17日(金)～6月28日(金)

URL: <https://jmac-foods.com/genzairyou/r5/>

